

国連 A/ES-10/L.25

2023年10月26日

原文: 英語

第10回緊急特別総会

議題 第5号

## 占領下の東エルサレム及びそれ以外の占領下のパレスチナ地域におけるイスラエルの非合法的行動

バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ボリビア（多民族国）、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム国、コモロ、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、ジブチ、エジプト、エルサルバドル、インドネシア、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、モルディブ、モーリタニア、モロッコ、ナミビア、ニカラグア、オマーン、パキスタン、カタール、ロシア連邦、セントビンセント・グレナディーン諸島、サウジアラビア、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、トルコ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ（ボリバル共和国）、イエメン、ジンバブエ、パレスチナ：

### 民間人の保護と法的・人道的義務の遵守

総会は、

国際連合憲章の目的と原則に導かれ、パレスチナ問題に関する関連決議を想起し、

1949年8月12日のジュネーブ条約第1条に基づき、あらゆる状況において国際人道法を尊重し、その尊重を確保する義務を再確認し、（1）

安全保障理事会の以下を含む関連決議、1967年11月22日の決議242（1967）、1973年10月22日の決議338（1973）、1979年3月22日の決議446（1979）、1979年7月20日の決議452（1979）、1980年3月1日の決議465（1980）1980年6月30日の476（1980）、1980年8月20日の478（1980）、1994年3月18日の904（1994）、2002年3月12日の1397（2002）、2003年11月19日の1515（2003）、2008年12月16日の1850（2008）、2009年1月8日の1860（2009）、2016年12月23日の2334（2016）を想起して、

子どもと武力紛争を含む、武力紛争における文民の保護に関する安全保障理事会決議も想起して、

2023年10月7日の攻撃以来の暴力の最近のエスカレーションと、この地域、特にガザ地区と東エルサレムを含むその他のパレスチナ占領地およびイスラエルにおける状況の深刻な悪化に重大な懸念を表明して、

すべてのテロ行為および無差別攻撃、ならびにすべての挑発行為、扇動行為、破壊行為を含め、パレスチナおよびイスラエルの市民を標的としたすべての暴力行為を非難して、

敵対行為の遂行において、区別、必要性、比例性、予防措置の原則を堅持する必要性を想起して、

国際人道法および国際人権法に従い、民間人が保護されなければならないことを強調し、この点で、民間人の多大な犠牲と広範な破壊を嘆き、

また、説明責任を追求する必要性を強調し、この点で、国際基準に従って独立した透明性のある調査を確保することの重要性を強調し、

ガザ地区における壊滅的な人道的状況と、主に子どもたちを含む民間人に対するその甚大な影響に重大な懸念を表明し、完全かつ緊急で、安全で、妨げのない持続的な人道的アクセスの必要性を強調し、

事務総長の努力と、ガザ地区のパレスチナ民間人の最も基本的なニーズに応えるため、人道援助の即時かつ無制限のアクセスを求める同事務総長の呼びかけに対する強い支持を表明し、食糧、水、医薬品、燃料を持続的かつ大規模に供給する必要があるという事務総長のメッセージを強調し、この点でエジプトが果たした重要な役割に感謝の意を表明し、

また、敵対行為の即時停止を達成し、民間人の保護を確保し、人道援助を提供することを目的とした、地域および国際的なあらゆる努力に対する強い支持を表明し、

1. 敵対行為の即時停止につながる、永続的かつ持続的な人道的停戦を求める；
2. すべての当事者に対し、国際人道法および国際人権法を含む国際法の下での義務、特に民間人および民間対象物の保護、人道要員、非戦闘員、人道施設および資産の保護、ならびにガザ地区で必要なすべての民間人に必要な物資およびサービスが届くよう、人道的アクセスを可能にし、促進する義務を、即時かつ完全に遵守することを要求する；
3. また、ガザ地区全域の市民に対し、水、食料、医療品、燃料、電気を含む、またこれらに限定されない、必要不可欠な物資とサービスを即時、継続的、十分かつ妨げずに提供することを要求し、国際人道法上、市民が生存に不可欠なものを奪われないようにすることが不可欠であることを強調する；
4. 国連パレスチナ難民救済事業機関、その他の国連人道援助機関およびその実施パートナー、赤十字国際委員会、その他人道主義を堅持し、ガザ地区の市民に緊急援助を提供するすべての人道援助団体に対し、即時、完全、持続的、安全かつ妨げのない人道的アクセスを求め、人道回廊の設置および市民への人道援助提供を促進するその他のイニシアティブを奨励し、この点に関する取り組みを歓迎する；
5. また、占領国イスラエルが、パレスチナ市民と国連職員、人道医療従事者に対し、ワジ・ガザ以北のガザ地区全域から避難し、ガザ南部に移転するよう命じたことを撤回するよう求める。また、民間人は国際人道法の下で保護されており、どこにいても人道支援を受けるべきであることを想起し、繰り返し表明するとともに、民間人、特に子どもの安全と幸福を確保し、その保護と安全な移動を可能にするための適切な措置を講じる必要性を改めて表明する；

6. パレスチナ民間人の強制移動のいかなる試みも断固として拒否する；
7. 違法に拘束されているすべての民間人の即時かつ無条件の解放を要求し、彼らの安全、幸福、そして国際法に則った人道的待遇を求める；
8. また、この地域の武力紛争において、病院やその他の医療施設、その輸送手段や設備、学校、礼拝所、国連施設を含むすべての文民・人道施設、ならびにすべての人道・医療要員、ジャーナリスト、メディア関係者、関連要員を、国際人道法に沿って尊重し、保護することを求める；
9. 武力紛争が、難民や避難民を含む女性や子どもたち、また、障害者や高齢者など、特定の脆弱性を持ちうるその他の民間人に与える影響が特に深刻であることを強調する；
10. 同様に、国際法および関連する国連決議に従い、パレスチナ民間人の保護を確保する仕組みを緊急に確立する必要性を強調する；
11. さらに、国際連合施設とすべての人道的施設の保護を確保し、支援隊が妨げられることなく移動できるようにするため、人道通報メカニズムの重要性を強調する；
12. 同地域における暴力のさらなる不安定化と拡大を防止することの重要性を強調し、この点に関し、すべての当事者に対し、最大限の自制を求めるとともに、影響力を有するすべての者に対し、この目標に向けて努力するよう求める；
13. イスラエル・パレスチナ紛争の公正かつ永続的な解決は、関連する国連決議に基づき、国際法に従い、二国家間解決に基づく平和的手段によってのみ達成されうることを再確認する；
14. 10 回緊急特別総会を一時休会し、直近の総会議長に対し、加盟国の要請があれば総会を再開する権限を与えることを決定する。

(1) 国際連合条約シリーズ 75 巻 970-973 号。

(新藤通弘 仮訳)